

台湾の食糧管理制度

——米穀肥料交換制度の形成と廃止——

黄 登忠・朝元 照雄

はじめに

国民党政権が国共内戦に敗れ、台湾に移ってから最初に実施したのが幣制改革、土地改革と食糧管理政策であった¹⁾。

なぜ、国民党政権が執念をもって台湾で土地改革を実施したのか。その理由は次のようであると考えられた。(1)国民党の中国大陸での支持基盤は資本家と地主であり、共産党の支持基盤は無産階級（プロレタリア）と小作農である。その故に、国民党政権は中国大陸では自分の支持基盤に土地改革を断行することができず、それが国共内戦で「命取り」の結果になった²⁾。(2)国共内戦に敗れた国民党は台湾に移った後、深く反省し、台湾で土地改革を実施しないと、中国大陸での轍を踏むことになると恐れていた。それが台湾で土地改革を断行した原因であると考えられた。(3)確かに次の節にも述べるように、台湾での土地改革の実施は、「政策の制定者」と「土地の所有者」が同一な階層でないために、政策制定時において抵抗が少ない。さらに、「政策の決定者」である立法委員や国民代表などの国会議員の殆どが、中国大陸で選出されたために、「他人の農地」での土地改革には反対しないことが考えられた。それに、1947年2月28日に勃発した「二二八事件」とその後の白色テロで数万人が犠牲になった³⁾。そのことも「土地の所有者」（地主）が土地改革

に反対することができなかつたものと考えられた。(4)そのほかに、国共内戦に敗れた国民党政権とともに約150～200万人の軍人・民間人が台湾に流入してきた。当時、台湾の住民は約600万人であるため、中国からの流入で一気に約800万人に増加した。このような大量な人口増加による食糧確保のために、土地改革と同時に食糧管理制度を実施するようになった理由であると考えられた。

本論は次のように構成される。まず、第I節では中国農村復興聯合委員会が台湾で実施した土地改革を論じる。なぜ、台湾での土地改革が成功したかの理由を考察する。続いて、糧食局が実施した米穀肥料交換制度を分析する(第II節)。第III節では、その米穀肥料交換制度を支えた食糧管理制度に、スポットを当てることにする。糧食局が集めた米穀の供給先(第IV節)、政府による食糧のコントロールを考察する(第V節)。最後の第VI節では、食糧管理政策を支えた「食糧調査統計制度」の仕組みを明らかにする。

I. 農復会と土地改革

戦後初期の中国農村復興聯合委員会(以下、農復会)が最も重要な役割を果たしたのは、土地改革と人口抑制制度(ファミリープラン)であった⁴⁾。

1949年2月に、農復会は蔣夢麟、モヤー、沈宗瀚などによる「台湾省農業組織調査委員会」を組織した。その委員会によって作成した「台湾省農業組織調査報告書」は、次のことを指摘した⁵⁾。

1946年当時、台湾の人口は649万7734万人、耕地面積は83万ヘクタール、平均1平方キロ当たり耕地面積の人口密度は755人に達していた。そして、農業人口は352万2880人、農業人口比は54.2%で、平均1世帯当たりの人口数は6.7人、平均1世帯当たりの耕地面積はわずか1.6ヘクタールであった。台湾の西部平野は耕地面積の95%で、自作農はわずか3分の1、小作・半自作農は3分の2に達していた。これは当時の土地分配の不平等な状態であった。

台湾の土地改革(農地改革)は3段階に分けて実施されるようになった⁶⁾。1947年から台湾省政府は土地改革を推進するようになり、省所有の公地を小作人に貸出し、地租は収穫量の25%を超えないとした。1949年6月から民間

の私有農地の地租は37.5%を超えないとする「三七五減租条例」の実施を公布した。これが第1段階の土地改革であった。その重点は、第2条の「耕地の地租は主要作物の全年収穫量の37.5%を超えないとすること。もとの契約で37.5%を超えたものは、37.5%に減少すること。37.5%以下のものは増加することができない」であった。この条例によって、小作農家の負担は減少し、地主と小作農との間に存在した緊張関係を解除することになった。

続いて、1951年に「台湾省公有耕地の放領による自耕農育成実施弁法」を公布した。この弁法の目的は、政府の公有地を小作・半自作農家に低価格で販売し、自作農家を増加させることであり、土地改革の第2段階の「公地放領」であった。

それに続いて、1953年1月に「耕者有其田実施条例」を実施した。それは地主のもつ私有地が水田3甲（1甲=0.9699ヘクタール）または畑6甲を超えた場合、政府は地主から超えた分を強制的に買い上げ、それを小作農に転売することであった。地主から強制的に買い上げる土地の代金と小作農に転売する代金は、その土地の年収穫量の2.5倍とするという規定があった。小作農は土地の代金を10年間に20回に分けて支払う。他方、政府が強制的に買い上げる土地の代金は、地価の7割は穀物債券、3割が公営企業（セメント、紙業、鉱工、農林の「4大企業」）の株券で支払った⁷⁾。それによって、インフレが発生することなく、土地改革が円滑に推進されたが、これは戦後の台湾史のうえで最も代表的で重要な政策であった。事実上、政府はこの4大企業の株券の価値を実質価値以上に「過大評価」（企業の価値以上に株券を発行）し、この株券が地主の手に渡った後には株券の価値の値下がりが発生して、最終的には地主の財産の減少を招いた⁸⁾。地方勢力の財産の低減による政府側への反発・反抗を抑える効果になった。

台湾の土地改革が成功した背景は、「政策の制定者」と「土地の所有者」の両者が同じ階層によって構成されていないことであった。つまり、「政策の制定者」は中国大陸から渡ってきて、台湾においては農地などの財産がなく、土地改革の制定と推進の時、現実的に利害関係がない階層によって構成された。他方、台湾の「土地の所有者」は、政権に参加しておらず、既得権益が働かない階層であった。このような、「政策の制定者」と「土地の所有者」が

同一階層でないことは、歴史的変化による産物であり、台湾の土地改革の成功を収めた「特殊な」理由であると考えられた⁹⁾。たとえば、日本の場合、第2次世界大戦の敗戦によるGHQ(連合軍総司令部)によって、強制的に土地改革が施行された。この特殊な理由によって、台湾と日本はともに「非共産主義的土地改革」によって成功した例であった¹⁰⁾。これは多くの途上国の土地改革が成功しなかったのに対し、台湾と日本が成功した根本的な原因であると考えられた。

次の節は米穀肥料交換制度を考察する。

II. 米穀肥料交換制度の実施

1946年8月に、台湾省政府糧食局の初代局長・呉長濤は福建省田賦糧食管理処処長に昇進し、その後任者として李連春・副局長が局長に昇進した。李局長が就任後、当時食糧の最大の問題点は量的不足であると認識し、食糧の積極的な生産回復、食糧の需給調整、米穀の価格安定を図ることにした。

遂に、第1次食糧増産五カ年計画(1946~50年)を制定し、玄米の年間生産量140万トンを目標とし、化学肥料の投入増加による米穀の増産を主な方策にしていた。この時期に、政府の土地改革が次第に実施され、小作農のやる気を起こして勤勉に働き、それに関係機構の協力の結果、年生産量が急速に回復するようになった。1950年の玄米の年生産量はすでに142万トンに達し、短い期間で植民地時代の最高記録を凌駕するようになった。それによって、台湾域内の食糧の消費量を満たすようになり、余剰米は輸出することができた。

1946年後半から1950年まで、この時期に当局は前に述べた米穀の増産を主要目的のほかに、以下の制度の基礎を構築するようになった。それは、(1)米穀の増産を図り、政府の米穀在庫量を増やし、需給調整に余裕をもたせることであった。(2)民間と軍用の食糧の安定を図るには、食糧の供給が極めて重要であり、掌握していた食糧を最も有効で合理的な分配を行うことであった。(3)経済が不安定で米価が波動している期間に、適切な管理法規を制定した。それに、民間業者による在庫を増やし、投機行為の価格操作や密貿易が無いように、食糧管理を強化し、米価の安定を図ることであった。(4)米穀の生産

計画、需給調整や食糧流通と米価の管理のいずれも、正確な食糧統計資料が必要であった。そのためには完全な食糧調査統計制度を構築する必要があった。食糧調査統計制度の調査の仕組みについては、第VI節に詳しく述べることにするが、以下は米穀肥料交換制度を説明する。

(1) 米穀肥料交換制度

戦後初期から台湾政府は積極的に化学肥料を供給していた。1946年に化学肥料5000トンを入力し、行政長官公署は植民地時代の配給系統を援用し、肥料を農民に販売した。それに、「米穀肥料交換制度」(米穀・肥料バーター制度＝肥料換穀制度)を試行した(1948年7月10日に実施)¹¹⁾。同年、行政長官公署は行政院善後救済総署に化学肥料を発注し、「肥料輸送販売委員会」(肥料運銷委員会)を設立して、化学肥料の配給業務を担当するようになった。1949年6月に、政府部署の簡素化および食糧増産政策との協調を図るために、この委員会を廃止するようになり、糧食局の下部組織として肥料運銷処を設け、肥料の配給業務を継続的に実施していた。同年の12月に「台湾省政府化学肥料配給弁法」(台湾省政府化学肥料配售弁法)を公布し、実施するようになった。

1946年から1950年の5年間に輸入した化学肥料は、行政院善後救済総署の救済用肥料12万1550トン、アメリカ援助の肥料18万9055トン、台湾省政府が輸入した肥料17万1862トンであり、輸入量の合計は48万2467トンに達した¹²⁾。台湾省が購入した台湾産の化学肥料は僅か4万9857トンに過ぎず、当時の台湾製肥料は依然として少なく、大多数は輸入に依存していたことがわかった(表1)。

1947年から1950年の期間中に、糧食局から県・市の農会(農協に相当)に配給した肥料は合計で50万7499トンであり、そのうち、稲作用肥料は45万4849トンで最も多く、全配給量の89.6%に達した。そのほかには、小麦、サツマイモなど雑穀用肥料、およびサトウキビ、茶、黄麻(ツナソ)、園芸用作物などに使われた。この時期に稲作に使われた肥料は多く、その配給量も年ごとに増え続けていた。いわゆる「配給量」とは、糧食局肥料運銷処の倉庫から各県・市の農会(農協)に配給する化学肥料の数量であった。その後、各県・

表1 化学肥料の生産と輸入 (1946~50年)
(単位:トン)

時期	内容	化学肥料量
1946~47年	救済用肥料	121550
1948年	合計	56805
	輸入	49955
	台湾製	6850
1949年	合計	108964
	米援	41196
	輸入	52768
	台湾製	15000
1950年 (第1期)	合計	245005
	計	135597
	米援	53662
	輸入	64152
	台湾製	17783
(第2期)	計	109408
	米援	94197
	輸入	4987
	台湾製	10224

(出所) 台湾省政府糧食局編『台湾糧食統計要覧』
台北, 各年。

表2 戦後10年間の米穀生産量と肥料投入量 (1938~55年)

年別	作付面積		玄米生産量		1畝当たりの生産量		肥料投入量		1畝当たりの施肥量	
	ヘクタール	指数	トン	指数	キロ	指数	トン	指数	キロ	指数
1938	625398	100	1402414	100	2242	100	389334	100	623	100
1945	502018	80	638828	46	1273	57	1958	1	4	1
1946	564016	90	894021	64	1585	71	74391	19	132	21
1947	677557	108	999012	71	1474	66	77191	20	114	18
1948	717744	115	1068421	76	1489	66	87028	22	121	19
1949	747675	120	1214523	87	1624	72	116691	30	156	25
1950	770262	123	1421486	101	1845	82	231087	59	300	48
1951	789075	126	1484792	106	1882	84	279666	72	354	57
1952	785729	126	1570115	112	1998	89	361626	93	460	74
1953	778384	124	1641557	117	2109	94	377601	97	485	78
1954	776660	124	1695107	121	2183	97	460179	118	593	95
1955	750739	120	1614953	115	2151	96	442081	114	589	95

(注) 1948年以前の肥料投入量には有機肥料(大豆の粕など)の推計値が含まれる。1949年以降は化学肥料。
1938年は植民地時代の最高生産量の年。1945年は終戦の年。1950年は植民地時代の最高生産量を超過した年。1954年は植民地時代の最高肥料投入量を超過した年。

(出所) 表1に同じ。

市の農会から郷鎮（行政村・郡部に相当）の農会に配給し、郷鎮の農会から農民に販売してからは、「販売量」に計上された。農民が肥料を購入した後、全数を稲作に使われたかは、断定できない（当時の状況から見ると、大多数の肥料は稲作に使われたと考えられた）。表2は米穀生産量と肥料投入量の推移である。ここでの「肥料投入量」のデータは、郷鎮の農会が農民に販売した肥料の「販売量」をそれに充てた。表2によると、1938年の米穀生産量（玄米換算）は140万2414トンで、1ヘクタール当たりの米穀生産量は2242キロであり、植民地時代の最高値である。同年の稲作の肥料投入量は38万9334トンで、1ヘクタール当たりの肥料使用量は623キロで、これも植民地時代の最高値であった。その後、戦後初期になると化学肥料が極端に不足していた。当時の1ヘクタール当たりの肥料投入量（施肥量）は僅か4キロであった（1945年）。1950年になってから化学肥料の販売量は23万1087トンに達し、1ヘクタール当たりの肥料使用量は300キロに達した。それに、稲作の作付面積は過去よりも23%も増加し、玄米生産量が植民地時代の最高記録を超過するようになった。化学肥料の大量投入による米穀生産量の増産への貢献が大きいことがわかった。

稲作用肥料は米穀との交換方式（バーター方式）を採用したために、農民は必要とする肥料を米穀と全数交換することができた。または、1部分（4割）を米穀と交換し、残り（6割）を貸し付け方式の選択もできた。具体的に言えば、1950年度の稲作用肥料のうち13万8006トンは、貸し付け方式によるもので、返済する時は、100キロ当たりの金利分として米穀3キロを徴収していた。つまり、月当たりの金利は0.5%に相当し、貸付期間は6カ月で計算した。当時の銀行の月当たり貸し付け金利は6.79%で、糧食局の13.58倍に相当する。1970年9月1日に糧食局が提出した「低金利貸出し資金（物資）及び各項目農民補助措置後の農民受益状況」によると、1950年の糧食局の肥料貸出しで回収した金利分の米穀は420万8550.13キロで、仮に銀行の貸出し金利（市場金利）で計算すると、金利分の穀物は5715万2110.82キロであり、その差額の米穀分は5294万3560.69キロに相当する。当時の米穀の市場価格は100キロ当たりで82.51台湾元であるため、農民が節約できた分（受益額）は4368万3742台湾元に達した。それ以後約10年間の肥料貸出し金利は1カ月当

表3 雑穀の生産量比較 (1938年, 1946年, 1950年)

(単位: トン)

雑穀名	1938年	1946年	1950年
サツマイモ	1726188	1330506	2200833
小麦	1474	1315	19100
落花生	28095	37379	57110
大豆	4062	4113	12543
トウモロコシ	1944	7586	6610

(注) 1938年は植民地時代の生産量最高値の年。

(出所) 表1に同じ。

たりが0.5%であり、銀行の市場金利が年ごとに引き下げ、1960年に1.74%まで低下したが、依然として政府の貸出し金利より3倍以上も高い計算になっていた。

(2) 雑穀の肥料投入

そのほか、食糧である雑穀（植物油摂取用作物を含む）はサツマイモ、小麦、落花生、大豆、トウモロコシなどによって構成された。台湾政府は戦後初期から、稲作2期作の間を利用する中間作付け（間作方式）で、これらの雑穀を栽培することを農民に奨励した。特に、サツマイモについて、戦後初期の食糧不足時期に、米穀の不足を補うために、1947年に限られた化学肥料の中から、1万768トンの肥料をサツマイモ用肥料として捻出した。そのために、この年のサツマイモ用肥料は、稲作用肥料に続いて2位を占めていた。サツマイモは食糧の不足を補い、農家の養豚用の飼料でも使うことができ、当局からも重視された。

1949年以降、小麦など他の雑穀も糧食局の化学肥料の使用奨励措置を受け、早いテンポで増産していた（表3）。なお、雑穀用肥料は現金販売方式をとり、貸出しや米穀交換方式を採用しないことになっていた。

(3) 養豚業

養豚は台湾の農村の主要な副業であり、農民の副業収入を増やす効果がある。それだけでなく、豚肉は動物性蛋白質食品でもある。特に、食糧不足の際に栄養を補給する食糧源である。豚は堆肥の提供源で、化学肥料の生産不

表4 養豚の飼養数と経済効果

項目	1938年	1946年	1950年	1956年	1960年
①養豚数（年末，千匹）	1827	768	1620	3041	3165
②食肉処理数（年間，千匹）	1199	303	905	1904	2064
③食肉処理量（年間，トン）	96589	18198	60891	146917	175100
④人口（年末，千人）	5747	6091	7554	9390	10792
⑤1人当たりの食肉消費量（キロ）	16.81	2.99	8.06	15.65	16.22
⑥養豚の堆肥量（トン）	—	—	138992	260889	271520
⑦養豚による農民の収入（千台湾元）	—	—	299495	1659160	3656589
⑧食肉処理税（千台湾元）	—	—	26756	254986	287648
⑨大豆の粕（千台湾元）	—	—	213	2652	1880

(注) ②，③，⑤は輸出量が含まれない。⑦と⑧は食肉の輸出分が含まれる。
 (出所) 台湾省政府糧食局編『台湾糧食生産情形及業務概況』1966年版。

足の際に、有機肥料は土壌の改良と保養にも大変有効であることがわかった。堆肥（有機肥料）と化学肥料との併用は、大きな効果を発揮することができた。雑穀（サツマイモなど）の生産、養豚（堆肥の生産）、食糧の生産の三位一体で、生態系の循環によって食糧供給量を増やすことができた。

表4は養豚数、食肉（豚）処理の数・量、1人当たりの食肉消費量などを示していた。それによると、食肉供給量（食肉処理トン数）が増え続け、人口の増加速度を超え、1人当たりの食肉消費量は、持続的に増加したことがわかった。同時に、養豚は農民の副業収入に大きく貢献し、堆肥量の増加も食糧生産性を増やすことになった。他方、政府側としては、食肉処理税（屠宰税）による収入が増え、政府の財政不足に大きく寄与することになった。1950年から豚の食糧の大豆粕（豆餅）と米穀の交換業務が開始され、それは政府による養豚奨励措置の一環であった。

(4) 農民借款措置

1950年から次の2つの借款を行い、農民の生産業務に協力した。①食糧生産資金の低金利借款を実施した。農民が播種および収穫時の資金回転難のとき、悪徳商人による高金利の搾取を防止するものであった。同時に、米穀収穫時の豊作による米価の低下現象を防ぐためであった。同じように、借款の代金の代わりに実物を受け取ることも、政府による十分な食糧数量の掌握が

できた。1950年から台湾政府は、生産資金の低金利の借款（月勘定の利息は1.5%）を開始し、代金の代わりに米穀を回収していた。その年には488万元以上に達し、農民の歓迎を受け、回収の成果も大変良かった。1951年以降の借款額が大幅に増加するようになった。

②耕耘機の購入資金のゼロ金利融資を実施した。農民の耕耘、土壌改良、稲作面積の生産量を向上させ、耕作用牛の不足を解決するために、1950年から耕耘機購入のための融資制度を開始した。その年には、1051基の耕耘機の購入資金33万8000台湾元を貸出し、それ以降、耕耘機の購入資金の融資は年ごとに増加した。

(5) 綿布・米穀交換

戦後、台湾の農村では綿布が不足していた。農民の衣服には綿布が不可欠であった。糧食局はこの問題を解決するために、1950年から1年に2期に分けて、農民に低価格で綿布を提供した。1950年の下半期（第2期）から綿布5万1992反を供給し、米穀を代金に充てた（米穀交換方式）。農民の必要に応じて綿布を供給したために、歓迎され、それ以後の供給量も増え続けていた。

(6) 米穀倉庫の建設

植民地時代に、食糧の「統一購入・統一配給」制度を実施していた。植民地政府当局は、購入した食糧を指定した「農業会」や民営の精米工場の倉庫に一部を所蔵し、残りは、台湾各地に建てた食糧統制用倉庫212棟に所蔵した。戦後では糧食局がその倉庫を接收した。そのうち、当時では軍事機関用および糧食局の局用が合計40棟で、残りの172棟で、合計1万5436坪（米穀の在庫容量は9万2615トン）に達した。それを現地の基層農会に貸して、食糧や肥料の所蔵に使われた。

収穫した米穀は年ごとに増加したが、各地の農会は、倉庫の建設資金がなかった。したがって、糧食局は必要に応じて、1950年から農復会と共同で資金を捻出し、アメリカ援助の米中（米台）相対基金を運用して、各地の農会に倉庫建設の資金を補助した。1950年に74棟を建て、面積は3393.6坪、在庫容量は3万2361.6トンで、総建設費用は334万4143台湾元に達した。糧食局

と農復会がそれぞれ119万4371台湾元を補助し、残りは農会自らが95万5401台湾元を捻出した。

1947年から米穀生産調査を実施し、「食糧生産調査統計制度」を構築して、全台湾の米穀生産状況、生産原価および各地の米価状況を掌握した。この制度については本論の第VI節に述べることにする。

III. 食糧管理制度の制定

国共内戦に敗れ、国民党政権は台湾に移ったあと、台湾政府は軍隊用食糧の供給のために、一部分の食糧を掌握する必要があった。当時、国民党政権と共に台湾に移った軍人・軍属・民間人は約150～200万人（後に台湾では「外省人」と呼ばれていた）と言われていた。これらの中国大陸から台湾に移った人数は、当時台湾人口の約18%の計算になる。そのために、食糧の確保は政府の食糧政策の中では極めて重要な一環であった。しかし、食糧をコントロールするにも、農民世帯の負担能力を考慮する必要があった。台湾の耕地面積には限りがあり、多くは小規模農地の地主や小農経営であるために、食糧の徴収方式だけに頼ることができず、他の合理的な方式によって、政府が食糧を掌握する方策をとるようにした。つまり、農民の生産に協力し、同時に生産コストと収益を考慮する前提に立って、政府による食糧の掌握の目的に達することである。その故に、1946年第1期稲作から台湾政府は下記の4つの方式によって、食糧をコントロールするようになった。

(1) 徴 収

1946年に台湾政府は、「台湾省の農地税実物徴収及び農地税付属の米穀買上げ実施弁法」（台湾省田賦徴収実物及随賦徴購稻穀実施弁法）を制定した。法令に従い、台湾省政府財政庁および各県市の租税徴収処（税捐稽徴処）の農地税の金銭徴収から、台湾省政府糧食局および各地の糧食事務所（後には糧食管理処）の米穀（実物）徴収方式に変更した。

毎年期ごとに糧食局は米穀を徴収した後、「公定価格」に基づいて、省政府財政庁または県市政府に代金を支払った。実物で徴収された米穀は糧食局が

統一して運用した。ここでの「公定価格」とは、一般的に言われていた政府の「購入価格」ではなく、それは政府内部の食糧担当部署と租税担当部署間の話し合いで取引価格を決めるものであった。通常、毎年期ごとに調査期間を決め、市場価格を調査して公的に決められ、農地税など実物価格は話し合いで取引価格を決定することであった。徴収された実物は次の3種類であった。

- ① 農地税 (1946年第1期から徴収)。
- ② 農地税付帯徴収県級公学食糧 (1947年第1期から1952年第2期まで徴収し、それ以降は農地税に合併)。
- ③ 農地税付帯徴収防衛税 (1950年第1期から1952年第2期まで徴収し、それ以降は農地税に合併)。

以上の規定によると、農地租税額は植民地時代に定めた「分等則地租額」によるものであった (表5)¹³⁾。

1946～50年に実施した農地税によって、徴収する米穀実物は次のようであった。①農地税：毎年「1賦元」(植民地時代で徴収した地租額1元に付き)当たり米穀は8.85キロであった(1946年から徴収)。②県級公学食糧：毎年「1賦元」当たりの米穀は2.655キロであった(1947年から徴収)。③防衛税：毎年「1賦元」当たりの米穀は2.655キロであった(1950年から徴収)。

上記の徴収額は農家世帯にとっては適切であった。表6は農地税の米穀支

表5 農地の地代一覧表

(単位：1台湾元)

1甲当たりの地租代		1畝当たりの地租代	
等級	地租代	等級	地租代
1	49.0	1	50.52
2	43.8	2	45.16
3	39.0	3	40.21
4	34.6	4	35.67
5	30.6	5	31.55
6	27.0	6	27.84
7	23.7	7	24.44
8	20.8	8	21.45
9	18.1	9	18.66
10	15.7	10	16.19
11	13.8	11	14.23
12	12.1	12	12.48
13	10.6	13	10.93
14	9.2	14	9.49
15	8.0	15	8.25
16	6.9	16	7.11
17	5.9	17	6.08
18	5.0	18	5.16
19	4.3	19	4.43
20	3.6	20	3.71
21	3.0	21	3.09
22	2.5	22	2.58
23	2.1	23	2.17
24	1.7	24	1.75
25	1.4	25	1.44
26	1.2	26	1.24

(注) 台湾総督府が規定した「甲」(1畝=約0.97甲)を「畝」に換算した地代である。

払分である。農地目十等から算出した全年3種類の租税額の合計で、1946年から1950年までは年間「1甲当たり」（植民地時代以前から台湾では「甲」が使われていた。植民地時代では「甲歩」と呼ばれていた。1甲=0.9699ヘクタール。甲は台湾特有の面積単位で、日本と中国大陸では使われない）の米穀生産量と比べると、1甲当たりの税負担率は最高で4.71%、最低で3.32%であった。そのために、毎年の徴収成果は大変優れていた。1946～50年の5年間平均の農地税実物徴収率は97.76%に達し、公学食糧と防衛税の支払率も

表6 農地税の米穀支払分

(単位：キロ)

年別	1甲当たりの米穀生産量	1甲当たり農地税の米穀支払分					税生産比 (%)
		金額(台湾元)	徴収分	県級公糧	防衛税	合計	
1946	4191	15.7	138.95	—	—	138.95	3.32
1947	3805	15.7	138.95	41.68	—	180.63	4.75
1948	3824	15.7	138.95	41.68	—	180.63	4.72
1949	4178	15.7	138.95	41.68	—	180.63	4.32
1950	4724	15.7	138.95	41.68	41.68	222.31	4.71

(注) ① 1甲当たりの農地税の15.7台湾元は、十等級の年間税額で計算。
 ② 農地税に相当する米穀の数は十等級の年間税額を基準。地政局の資料によると、十等級の面積が最も多いため、十等級を計算の基準にする。
 ③ 1賦元当たり徴収した米穀：実物徴収8.85キロ、県級公糧2.655キロ、防衛税2.655キロである。
 (出所) 台湾省糧食局『中華民國台灣省十六年來之糧政』120ページ。

表7 農地税の徴収米穀数 (1946～50年)

(単位：米穀キロ)

年 別	徴収対象数	徴収支払数	支払率 (%)
1946年	53576644.5	52597812.7	98.2
1947年 合計	59111566.6	58295385.5	98.6
第1期	27312680.2	27021027.5	98.9
第2期	31798886.4	31274357.9	98.4
1948年 合計	57862580.0	56977229.5	98.5
第1期	25752628.1	25696066.5	99.8
第2期	32109951.9	31281163.0	97.4
1949年 合計	58879654.0	56963596.4	96.8
第1期	26715509.7	26062908.8	97.6
第2期	32164144.3	30900687.6	96.1
1950年 合計	59365173.4	57505385.1	96.9
第1期	27181376.5	26575592.2	97.8
第2期	32183796.9	30929792.9	96.1
50年6月末累積数	288795618.5	282339409.1	97.8

(出所) 表1に同じ。

表8 農地税付帯県級公学徴収食糧と防衛税 (単位：米穀キロ)

公学徴収食糧	徴収対象数	徴収支払数	支払率 (%)
1947年 合計	17748938.1	17489490.3	98.5
第1期	8209253.4	8107050.5	98.8
第2期	9539684.7	9382439.8	98.4
1948年 合計	17358810.1	17093405.5	98.5
第1期	7725804.9	7708916.7	99.8
第2期	9633005.2	9384488.8	97.4
1949年 合計	17664272.7	17089442.4	96.8
第1期	8014806.0	7819019.0	97.6
第2期	9649466.7	9270423.4	96.1
1950年 合計	17809902.3	17251945.6	96.9
第1期	8154563.4	7972839.3	97.8
第2期	9655338.9	9279106.3	96.1
1950年6月末累積数	70581923.2	68924283.8	97.7
防 衛 税	徴収対象数	徴収支払数	支払率 (%)
1950年 合計	17210783.0	16596789.0	96.4
第1期	7899496.7	7667639.3	97.1
第2期	9311286.2	8929149.7	95.9
1950年6月末累積数	17210783.0	16596789.0	96.4

(出所) 表1に同じ。

似ていた(表7, 表8)。

(2) 買 上 げ

「公定価格」で農地税を支払う農家世帯から買上げの一部の米穀を「農地税付帯買上げ米穀」(随賦徴購稲穀)と呼び、強制性を持っていた。当時の買上げ価格は市場価格より約10%低いために、「買上げ」(徴購)と呼ばれていた。この買上げは1947年第1期から始められ、「1賦元」(植民地時代の農地税1元に付き)当たりの農地税は米穀12キロであった。期ごとに台湾省政府が生産コストを参照しながら合理的な価格を設定し、省議会の審査を通過してから公布された。買上げと同時に価格を支払すると規定され、歴年で買上げの業績は農地税実物徴収と同じであった(表9)。

同時に、「大・中規模農家世帯の余剰食糧の買上げ」を実施し、1947年第1期から開始され、1952年第2期まで行われていた。表10はこの買上げ価格、

表9 農地税付帯買上げ量

(単位：米穀キロ)

時 別	買上げ対象数	買上げ支払い数	支払率 (%)
1947年	80109393.66	79046359.33	98.7
1948年	78457711.38	77256947.79	98.5
1949年	79836250.14	77238372.14	96.8
1950年	80494797.06	77973052.80	96.9
50年6月末累積数	318898152.20	311514732.10	97.7

(出所) 表1に同じ。

表10 大・中規模農家余剰米購入量 (1947~52年)

(単位：米穀キロ, 1キロ当たり台湾元, 倍)

年 別		購 入 量 (キロ)	購 入 価 格 (1キロ当たり元)	余 剰 米 計 算 基 準 (倍)
1947年	合計	37779649.88	—	—
	第1期	25231124.88	27.5	14.8
	第2期	12548525.00	34.5	13.1
1948年	合計	9552784.57	—	—
	第1期	5878903.96	61.7	9.8
	第2期	3673880.61	367.0	9.8
1949年	合計	6170818.32	—	—
	第1期	3443916.24	0.22	8.9
	第2期	2726902.08	0.26	8.9
1950年	合計	5985827.70	—	—
	第1期	3146551.53	0.52	8.9
	第2期	2839276.17	0.60	8.9
1951年	合計	4244628.59	—	—
	第1期	2962316.66	0.70	8.9
	第2期	1282311.93	0.80	8.9
1952年	合計	2481545.74	—	—
	第1期	1475287.22	0.92	8.9
	第2期	1006258.52	1.05	8.9
1953年6月末累積量		66215254.80	—	—

(注) ①1947年と48年の購入価格は旧台湾元, 1949年以降は新台湾元。1953年7月以降は購入停止であるが, 借款の返済分を10年も続いた。返済分は約3万3000トンに達する。

②「余剰米計算基準」は大・中農家が支払う農地税分米穀の倍率で計算。大・中規模農家の余剰食糧を計算する基準はもともとなかった。従って, 参照できる前例が無い。当時は大・中規模農家の政府に支払う租税分の米穀量を基準に, 該当年当期の所在地の収穫状況を参照し, 同年同期の米穀支払い量の倍数を推計する。従って, 確定する根拠があることではない。実施後, 反対され, 倍数を減少するよう要求があった。糧食局もそれに応じて数回の低減があった。

(出所) 表1に同じ。

表11 公用地地代分米穀量 (1946～50年)

(単位:米穀キロ)

年 別	基準地代分米穀量	農地税分米穀	余剰米穀購入分
1946年	7641169.92	1664225.69	5976944.23
1947年 合計	16552404.45	8378170.57	8174244.88
第1期	6999410.39	3084857.35	3914553.04
第2期	9552994.06	5293313.22	4259680.84
1948年 合計	16234274.40	8171510.17	8062764.23
第1期	7076101.88	3165335.26	3910766.62
第2期	9158172.52	5006174.91	4151997.61
1949年 合計	17475730.67	9224098.29	8251632.38
第1期	8193854.59	3515825.57	4678029.02
第2期	9281876.08	5708272.72	3573603.36
1950年 合計	19698252.26	10736950.23	8961302.03
第1期	9161393.12	4072228.24	5089164.88
第2期	10536859.14	6664721.99	3872137.15
1950年6月末累積量	77601831.70	38174954.95	39426876.75

(注) 基準地代分米穀量に罰則分が含まれる。

(出所) 表1に同じ。

買上げ量と余剰食糧を示していた。そのほかに、「公地租税米穀」(公地租穀)および「公地放領地価米穀」(放領公地地価穀)が買上げの対象にしていた。

台湾の公有地の地租は、1946年の第1期から実物徴収(米穀)が始まった。「台湾省公有地地租支払弁法」(台湾省公有土地地租繳納弁法)の規定にしたがい、公有地で米穀を栽培したものの地租率は、一律に全年の収穫量の4分の1と計算された。この地租率は25%であり、後に実施された「三七五減租」(小作農は地主に支払う地代は37.5%を超えることはできない規定)よりも低い。この地租徴収は糧食局が担当し、農地税と農地税付帯の米穀買上げの米穀以外は、「公定価格」で購入した。表11は政府による米穀の購入状況を示していた。それに、1948年から「公地放領」(公地を低価格で小作農に販売する)の地価に相当する米穀の分は、糧食局が買上げることになった。そのほかに、食糧の小口購入や不定期の購入、「軍用食糧節約余剰」(節餘軍糧)の購入、「輸送時に消耗見積り分の肥料を節約し米穀と交換」(節餘損耗肥料換穀)の購入も行った。それは、「米穀肥料交換制度」の実施の中で各地の農会が担当する化学肥料の販売業務に、輸送時の袋の破れなど消耗するかもしれない肥料の見積り分をなるべく少なくして、その余りを農会で農民との「肥料と米

穀の交換」後も、糧食局に「公定価格」で販売したことを指すものであった。

(3) 交 換

政府は「米穀肥料交換制度」などで、農作物生産用物資や生活物資を農民の穀物と交換していた。具体的には、化学肥料、大豆の粕(豆餅)、木綿布などを米穀と交換する方式を採用していた。米穀肥料交換制度については前節で説明したとおりであった。

(4) 借款の回収

資金を農民に貸出し、回収時には米穀による返却方式を採用していた。食糧生産資金の貸出し、脱穀機の購入資金のための貸出し(1951年以降には多くの農機具購入のための貸出しを増加)など、資金の貸出しを行い、後には米穀による支払方式を採用していた。

糧食局は上記の4つの方式により、戦後初期(1946~48年)に掌握した食糧の大部分は徴収と買上げによって、集めてきたものであった。1949~50年からは米穀交換による米穀が増え、1951年以降になると、「交換」と「借款」による米穀の収集が大多数を占めるようになった。それはこの2つの方法の方が、食糧の増産によって増加するからであった。また、台湾の耕地面積に限りがあり、農地税から徴収される実物(穀物)はそれほど多くなく、政府も農民の負担を増やさないため、「徴収」による農地税を主とし、農民の生産上に必要とする物資と資金を「交換」や「借款」から食糧を掌握していた。政府による食糧政策の視点からみると、成功した措置であると考えられた。

政府による食糧の掌握は、上記の4つの方式によるもの、他の方式によるものや食糧の輸入である(表12)。この表は政府による各年度に掌握した食糧であり、その仕組みについて説明したい。

第1は「年度」である。1945年の台湾「光復」後、食糧年度は会計年度にあわせたために、食糧年度と会計年度は一致していた。1959年6月末以前の政府の会計年度は「該当年の7月1日から翌年の6月末」になっていた。つまり、「1948年度」の会計年度は1948年7月1日から1949年6月30日であり、

表12 政府公糧の掌握量 (1948～55年度)

(単位：玄米・千トン)

項 目	1948年度	1949年度	1950年度	1951年度	1952年度	1953年度	1954年度	1955年度
1. 農地稅徵収	44.3	41.4	44.8	45.3	44.2	43.7	125.7	125.7
2. 農地稅附帶購入								
3. 大・中農家余剩米購入	78.8	67.5	68.6	69.1	64.5	62.3	—	—
4. 県級公糧	13.3	12.4	13.4	13.6	13.2	13.1	—	—
5. 防衛稅	—	—	—	13.4	12.7	12.7	—	—
6. 公有地地代分米穀	7.8	8.4	10.0	11.7	12.7	6.6	4.7	4.3
7. 公用地放領分米穀	—	1.6	1.2	1.9	4.6	8.9	4.7	12.8
8. 放領耕地分残り米穀	—	—	—	—	—	—	26.1	12.3
9. 余剩軍用糧購入	—	—	—	4.3	8.7	1.2	10.2	12.2
10. 他の購入	0.1	—	—	0	4.7	0.1	12.4	16.8
11. 借款分回収	—	—	—	—	33.9	19.9	24.9	24.4
12. 貧困農家借款分回収	—	—	0.1	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1
13. 水利施設借款回収	—	—	—	—	—	—	0.6	3.1
14. 肥料・米穀交換	0.1	66.6	111.2	212.9	182.2	256.1	269.5	281
15. 綿製布・米穀交換	—	—	—	11.5	10	3.3	8.2	5.3
16. 大豆粕・米穀交換	—	3.6	2.3	3.3	0.7	0.3	1.0	0.1
17. 脱穀機・米穀交換	—	—	—	0.2	0.6	0.3	0.3	0.6
18. 米援物資・米穀交換	—	—	—	—	—	—	—	55.2
19. 輸入	—	—	10.1	—	—	—	—	—
収入合計	144.4	201.5	261.7	387.7	393.1	428.8	496.3	553.9
総生産量 (前年)	999.0	1068.4	1214.5	1421.5	1484.0	1570.1	1641.6	1695.1
収入需要量比率	14.45	18.86	21.55	27.27	26.47	27.31	30.23	32.68
収入生産量比率	14.45	18.86	20.72	27.27	26.47	27.31	30.23	32.68

(注) 會計年度を使用。1948年度の場合は1947年7月1日～1948年6月30日までである。以下、同じ。

(出所) 台湾省政府糧食局『糧食收撥實況表』各年。

食糧年度も同じ時期であった。この制度は「1958年度」まで実施され、この年度は1958年7月1日から1959年6月30日であった。1959年7月1日からは新會計年度（現行で実施された制度である）を実施されるようになった。この新會計年度とは、「該当年の前の年7月1日から該当年の6月30日まで」を指すようになった。「1950年度」の場合、1949年7月1日から1950年6月30日とその期間であった。新會計年度にあわせて食糧年度も同じく変更するようになった。このような変更によって、旧會計年度は1958年度までで終了し、新會計年度は1960年度から始めることになった。その場合、中間の1959年度が「蒸発」したようであるが、事実上、欠けていないことであった（図1）。

図1 暦年と新・旧会計年度の比較

暦年	1947年 (1~12月)	1948年 (1~12月)	1949年 (1~12月)	1950年 (1~12月)		1957年	1958年 (1~12月)	1959年 (1~12月)	1960年 (1~12月)	1961年 (1~12月)	1962年 (1~12月)
旧会計年度		47年度	48年度	49年度	50年度		57年度	58年度			
新会計年度									60年度	61年度	62年度
新会計年度 に修正		48年度	49年度	50年度	51年度		58年度	59年度			

誤解を招かないように、1958年度以前の旧会計年度を新会計年度に合わせて修正を加えて使うことにした（図1）。ただし、「年」や「年度」の定義の使い分けには注意する必要がある。

第2に「米穀」の計算量について、糧食局が掌握した穀物の大多数は「米穀」であった。農地税、農地税付帯買上げ、肥料・穀物交換など農民から買上げ時には必ず米穀で支払った。軍用食糧の節約余剰購入の一部は「玄米」であった。輸入米の場合、「白米」であった。したがって、掌握した米穀の数量を推計する場合、同一基準に換算する必要があった。また、糧食局が手持ちの米穀（粳米）を玄米にして配分するために、基準を「玄米」に統一した。つまり、政府の在庫量は米穀や白米を問わず、一定の換算率に従い玄米に換算した。表12は玄米換算で表示された。表7～表11は農民から徴収や買上げのため、「米穀」（粳米）の数量で推計していた。その年は「暦年」（暦上の年月）を使い、該当年を第1期稲作や第2期稲作で生産した「米穀」の数量で示されていた。

繰り返し述べることになるが、表7～表11で掲載されたのは米穀の数量で、表12は玄米の数量であった。前者は暦年で、後者は会計年度であった。それはそれぞれの用途によって、異なった表現方式であった。つまり、ある年のある時期の米穀の徴収量を理解する場合、前者の数値を見る。他方、全年度の米穀の収入と支出を理解する場合、後者のデータを見るが必要であった。

表12は政府が掌握した食糧の推移である。それによると、1948年度(1947/48年)の政府の掌握した米穀は僅か144万4000トンで、生産量の14.5%を占めていた。その大部分は農地税、農地税付帯買上げ、大・中規模農家世帯から

の買上げなどである。これは政府が当時の法規にしたがい買上げの米穀で、それ以上を増やすことが難しい。1949年度(1948/49年)から米穀肥料交換制度の業務が開始され、政府による米穀の掌握量が増加し始めた。1950年度(1949/50年)には261万7000トンに増え、1951年度(1950/51年)には再び387万7000トンに増加し、生産量に占める比率は27.3%に達した。この米穀掌握量のうち、徴収、買上げ、購入(1~8項目)は40.0%、米穀肥料交換制度と借款の返済分(12~17項目)は58.9%、その他の購入(9~10項目)は1.1%を占めていた。それ以降、政府の米穀掌握量と生産量に占める掌握比率は持続的に増加し、1954年度は30%を超過し、1955年度は32.7%に達した(そのうち、掌握量に占める米穀肥料交換制度と借款返済分は66.8%)。国内外の経験によると、政府の米穀掌握比率(総生産に占める政府の掌握比)が30%に達すると、政府による供給上の調整ができ、政府による「総購入・総配給」の制御手段を採用しなくても良いことを示していた。

しかし、植民地時代末期の食糧不足、第2次世界大戦時の不作によって、戦後初期の政府では食糧の在庫量がなくなっていた¹⁴⁾。それに、国民党政権が国共内戦に敗れ、約150~200万人が台湾に移ることによる人口増加、台風、水害など自然災害の頻発の状況で、米価が常に高騰する可能性をもっていた。1946~54年に政府の食糧備蓄が底をつくようになった。政府による年度末の食糧備蓄は僅か2万トン台で、この状況は1954年度以降になってから改善の兆しを見せるようになった。

当時、糧食局から供給された物質の代金は、米穀で支払うのではなくて現金で支払い、借款は実物(穀物)で支払うのではなく現金で返済することを主張する論調があった。一見してこの論調は理にかなっているように考えられた。しかし、当時は政治、経済と食糧生産の需給関係が安定されていない状態であった。政府は大量な食糧を掌握しなくなるという状況で、この論調に沿って仮に現金で農村や市場から大量な穀物を仕入れなければならないと、以下の弊害の発生が想像できた。

- ① 大量な食糧を買上げると、市場を刺激し、米価の上昇を誘発する。それは当時の食糧政策の目的に反する。
- ② 穀物の買上げ価格の制定が難しい。米穀の価格設定が低いと、市場か

ら購入することができない。逆に、穀物の価格設定が高いと、食糧の価格の安定に影響を及ぼすことになる。

- ③ 市場価格の変動に買上げ価格を調整すると、食糧供給コストもそれに沿って随時調整する必要がある。特に、軍用食糧や公務員・教員用食糧もそれに沿って調整の実施が必要になる。それは政府の予算の変動を誘発することになり、巨額な損失が発生した場合、政府の負担を増やすことになりかねないことを意味した。

当時、台湾の1人当たりの国民所得は100米ドルに満たない。1951年の1人当たりの国民所得がようやく137米ドルに達し、1964年まで200米ドル以下であった。この状態において、政府はリスクを負担する能力がないことを意味していた。

そのため、糧食局はある期間内に、物資（肥料など）と借款を農民の米穀実物で返済しうる方式を選択した。この方法の採用によって、米穀の供給安定と食糧の掌握を可能とする目的を達成することができた。しかも、この米穀肥料交換制度と借款を穀物で返還する方式によって、政府の穀物回収率が大変良好であった。統計資料によると、この穀物回収率は99%以上に達し、少なくともこの時期においては、農民からの支持を得ることができたことを意味した。

IV. 食糧の供給先

糧食局が長年にわたり供給した食米は、その年度に掌握した米穀の量に基づいて予算計画を制定し、実施するようになった。なぜ、軍用食糧や公務員・教員用食糧などが必要なのか。その理由はこれらの給料を低く抑えることによって、財政支出分の低減を図ることであった。給料の低い分は、安価な食糧の供給によって補う方式を採っていたことになった。そのほかに、当時では蒋介石総統の「反攻大陸」（大陸奪還）のスローガンのもとで、食糧の備蓄は国是に沿うものであった。糧食局の食糧の主な供給対象は次のようであった。

(1) 軍用食糧および軍属家庭用食糧

① 軍用食糧

1945年10月から開始され、糧食局が中央から認可された配分量に沿って期ごとに分けて支出された。

② 軍属家庭用食糧（軍眷糧）

1950年8月から開始され、糧食局が中央から認可された配分量にしたがって12カ月に分けて、月ごとの各地の実際に必要される量により、各地の糧食事務所または支所に1カ月前に、現地の物資供給部隊（聯勤）の各地の軍属管理処を経由して支出された。

(2) 公務員・教員用食糧（公教糧）

1950年8月から全台湾の公務員・教職員を対象とする生活必需品の配給が開始された。中央級，省級，縣市（局）級，郷鎮級の公務員・教職員およびその家庭に、必要とする食米を中央から規定された量にしたがって配給された。本人には26キロ，扶養者が大口（11歳以上）の場合は14キロ，中口（6～10歳）の場合は10キロ，小口（5歳以下）の場合は5キロを「公定価格」で販売された。その人数は次第に増え、後には大きな比重を占めるようになった。

(3) 専門案件用食糧（專案糧）

1946年度から開始された。政府が設置した訓練機関・学校の学生，各級学校の公費学生（山地職業学校および奨学生を含む），監獄・地方裁判所看守所および警察署拘留者の食米，保安・警察の食米，退職軍人用食米，海軍造船所の職員用食米，外島（前線の金門，馬祖）の民間用食米，それに専門案件で許可された食米などが含まれた。それは糧食局が規定された定量に従い，月ごとに「公定価格」で供給された。

(4) 貧困世帯用低価格米

1947年10月から実施された。この低価格米は政府が貧困世帯（貧民，漁民と天日塩乾し労働者を含む）の生活を改善するための社会救済措置の1つで

あった。糧食局が省政府から認定された配分量に従い、県・市政府（局）に配給し、1人当たり1週間の販売量は食米1.2キロで、「公定価格」で販売された。年間当たりの供給は9カ月で、その販売期間は9月から翌年の5月までであった。6～8月は各地の穀物の収穫期であり、この時期の米価が安いいため、供給の対象にしない。当初、週ごとにこの食米を受ける貧困世帯は64万8007人であった。その内訳は、一般貧民48万6606人、漁民14万994人、天日塩乾し労働者2万407人であった。そのほかに、省立救済院および療養院に必要な食米は、糧食局が規定の定量に従い、月ごとに「公定価格」で販売した。

(5) 食糧不足地域の鉱業労働者用食糧

1947年9月から実施された。1人当たり1カ月に玄米18キロを「公定価格」で販売された。年間当たりの供給は9カ月で、その販売期間は9月から翌年の5月までであった。6～8月は各地の穀物の収穫期であり、この時期の米価が安いため、供給の対象にしない。当初、この項目の対象者は約3万5000人であり、貧しい鉱業（炭坑）労働者の家計救済に大きく貢献した。

(2)～(5)の食米の供給源は糧食局による農地税から徴収した米穀、公地地代分の穀物、公地の小作農向け販売（「公地放領」）代金分の米穀、農地税付帯買上げした米穀であった。その「標準売渡価格」は、買上げ価格に輸送費用と加工などの費用を加えたものであった。(4)と(5)の2つの項目は1973年6月まで実施されたが、7月以降になると鉱業労働者などの収入が大幅に改善されるようになり、対象から外されるようになった。

(6) 配給米・卸売米

1947年12月から米作の不作時、または食糧市場の米価に大きな波動が発生した時、糧食局から食米を放出し、人口の集中地域や食糧不足の村・地方小都市に「戸籍食米配給・販売証」に沿って、当時の市場価格よりも低い価格で食米を販売し、米価の安定まで無制限に供給することにしていった。

その以降、時には穀物商に対する食米販売は、「量を以って、価格を制御」する政策が実施された。これは糧食局が食糧価格を安定する重要な措置で

あった。1つの方法は、卸売であり、食糧不足の程度が軽く、米価の上昇は緩やかな場合、通常ではこの卸売方式で対処した。すなわち、玄米を食糧商人に卸売で自由に販売させた。その価格は市場価格の95%を基準とした。その後、市場では再び上昇の動きがあった場合、同じく適切に対処した。購入者の氏名や署名・印章などを必要しないために、歓迎された。

2つ目の方法は、配給・販売であり、「戸籍配給米」とも呼ばれた。通常では不作で食糧の不足が激しい場合、または、災害が発生して市場価格が激しく上昇した場合に採用した。「戸籍配給米」とは、戸籍登記の世帯を販売の対象とするものであった。農家世帯や軍人・公務員世帯（既に配給米が受けられた）はこの対象にしなかった。購入者は戸籍名簿を持参して、指定された米屋で購入した。この購入量には制限を設けているが、市場価格よりも低い。消費者または食糧商の不正が無いように、購入者の世帯主の氏名と捺印が必要であり、管理が厳しい。実施した効果は大であった。この食米の供給量は実際の状況によって決められ、年ごとの数量が一定ではなかった。この食糧の来源は、肥料・穀物交換制度および借款によって回収された穀物を使用したものであった。

(7) 輸 出

1950年（1951年度に相当）から国内の軍用食糧や公務員用食糧の供給以外に、余剰食糧を輸出し、外貨を稼ぐようにした。

以上に述べたように、糧食局は軍用食糧、公務員・教員用食糧、専門案件用食糧から一般の民間向けの食米を供給してきた。ここからも今まで重要な役割を果たしてきたことがわかった。

表13は軍用米、公務員・教員用米、外島民間用米、低価格米、輸出の推移を示していた。戦後初期（1950年以前）に政府から供給された食米は、主としては最に必要な軍用米、公務員・教員用米と貧困世帯の低価格米であった。そのほかに、輸出米は軍用米として、後に中国各省に移出されたもので、一般的な商業向けの輸出ではない。各年度に配給された食糧の数は、掌握した食糧の数と殆どが同じであるか、極めて近いことがわかった。そのことも、

表13 政府公糧配分量 (1948～55年度) (単位：玄米・千トン)

項目	1948年度	1949年度	1950年度	1951年度	1952年度	1953年度	1954年度	1955年度
1. 軍用(家族)食糧	12.3	42.7	119.9	194.0	188.2	126.9	161.0	154.6
2. 公務員・教員食糧	31.7	33.5	29.1	66.4	70.7	103.2	147.0	119.8
3. 外島民間食糧	—	—	—	0.5	4.8	2.1	4.3	2.9
4. 低価格米	53.0	70.4	62.4	61.3	72.7	89.6	57.4	28.2
5. 輸出米	43.0	32.2	38.0	76.7	69.9	110.0	79.8	87.0
6. その他	—	—	—	—	—	—	—	40.5
配分合計	140.0	178.8	249.2	398.9	406.3	431.7	449.5	432.9

(注) ①表12に同じ。

②外島民間食糧は専門個別案件対応食糧、低価格米は民間の食糧価格調整用米。

③輸出欄の糧食局での1948年度、49年度、50年度のデータは、軍用食糧名目であるが、実際は中国に輸出していたため、本表では輸出欄に計上した。

(出所) 表12に同じ。

糧食局の需給調整の苦労を想像することができるし、在庫の食糧が増加しない原因でもあった。この状態は1954年度以降になってから次第に改善されるようになった。

V. 米価の安定管理

台湾は島国型経済から発展してきた食糧市場であり、次の特徴をもっていた。

- ① 食糧市場が小さく、自然な調整力がなく、供給が少しでも多いと穀物の価格が下がり、供給が少ないと直ちに上昇する。供給の不足分を輸入で補うと、海外から購入し、海上輸送を経て、手に入れるにはある程度の期間が必要であり、この期間には人為的に独占・寡占されやすく、食糧市場の混乱が招き易い。
- ② 小農の零細経営による消費の必要を満たすことが難しい。特に、不作や生産過剰のため、適切な供給を保つために生産管理が必要である。
- ③ 特殊な地理環境であるため、時には台風、豪雨や旱魃に見まわれ、食糧不作による米価の変動幅が大きくなる。
- ④ 季節による米価変動が大きく、地区間の供給にバランスがとりにくい。上に述べた4つの特徴のため、台湾の食糧管理が非常に困難であることが

わかった。したがって、食糧管理を円滑にするため、「経済的なコントロール」と「行政的なコントロール」を合わせて実施する必要があった。

「経済的なコントロール」とは、政府が食糧を掌握し、配給・販売する方法で、食糧市場に調整を行い、「量を以って、価格を制御」する目的を達成させることであった。その主な原則は、収穫前の食糧市場の供給に支障がある場合、または、不作などにより米価に大きく変動した場合、政府は掌握した食糧を放出し、民間用食米の配給や卸売で、米価が高騰しないようにコントロールする方式であった。つまり、人口の集中密度が高い都市部や食糧不足の農村部に、市場価格よりも低い価格で、「戸籍による配給米」で米価を安定させた。必要に応じて、「食米の卸売」方式で穀物商に販売し、「量を以って、価格を制御」する目的を果たすことであった。収穫時期に政府は食糧の市場での供給量を減少させ、米価の安定化を図ることである。食糧市場の価格が暴落し、生産に影響を及ぼす場合、または、政府の農地税徴収価格以下の場合、政府は穀物を購入し、米価の回復を図ることであった。

以上の配給・販売方法は、当時の食糧の不足状態または米価の高騰の原因、それに、他の物価変動状態をみて、米価の変動可能の予測をもとに決めたものであった。特に、決められた「対処の方程式」をもっていなかった。しかし、米価波動の原因の殆どは、供給の不足、または大きな災害の発生によるものであり、人為的な操作の可能性が少ない。そのために、当時の政府の販売価格は、波動以前の価格を基準にしない。通常、政府の放出販売価格は市場価格の約95%であり、市場価格を安定させることであった。放出価格が市場価格よりも大幅に低い場合、不正を働く商人がそれを「吸収」し、逆に、様々な問題を引き起こす可能性があった。

「行政的なコントロール」とは、中央から公布された「食糧管理違反治罪条例」と「食糧商の登記規則」の2つの法規に基づくものであった。台湾の食糧管理に関する方策は、この2つの法規に沿って制定されたものであった。しかし、実際の運用時には前者の「経済的なコントロール」を使い、法規をなるべく使わないようにした。特に、食糧の海外への密輸出に対する取締り、「食糧区域制度」の実施、食糧の合理的な流通、食糧商の登記手続、食糧の私蔵で値上げを待って、高値で一儲けをする悪徳商人に対する取締りなど、「防

止」を目的とすることであり、「取締り」よりも重視する原則の下で、基本から着手したことであった。

(1) 食糧の海外密輸への取締り

台湾の食糧は国際市場の米価の影響を受け、「食糧の外流」が容易であった。特に戦後初期、食糧の生産が充分でない時、台湾域内の「食糧の外流」を防止するために、戦後に制定した「米穀及びその他の食糧の省外輸出禁止令」に続いて、1947年9月に「台湾省食糧の私運出省査禁弁法」を公布した。1948年4月に前令に米穀、麦、小麦粉、豆類、米粉(ビーフン)、サツマイモなどを台湾からの移出禁止の対象にした。船舶が航海で必要とする食米と米穀については、事前に食糧主管機構または指定された機構に申請し、認可証を経てから携帯が認められた。そのことも食糧の海外密輸出を防止するためであった。

この「台湾省食糧の私運出省査禁弁法」の中で、船員は1人当たり1日に750グラムの食米、旅客は1人当たり1日に500グラムの食米の携帯が認められ、航海日程の2分の1の割増携帯が認められた。

(2) 食糧区域制度

台湾の地形は細長く、南北の気候の変化が大きい。特に、南部の高雄、屏東地区に新米が登場した頃に、中部・北部は収穫前の穀物不足の時期である。当時の台北、基隆は台湾最大な食糧消費都市であり、食米が合理的に流通を経るために、1946年8月から「食糧区域制度」を実施した。食糧の生産と消費状態と地理情勢を参照して、台湾を以下の食糧区域に分けた。

- ① 台北食糧区 (台北市, 基隆市, 台北県, 基隆市を含む)
- ② 新竹食糧区 (桃園県, 新竹県, 苗栗県を含む)
- ③ 台中食糧区 (台中市, 台中県, 彰化県, 南投県を含む)
- ④ 台南食糧区 (台南市, 雲林県, 嘉義県, 台南県を含む)
- ⑤ 高雄食糧区 (高雄市, 高雄県, 屏東県を含む)
- ⑥ 東台食糧区 (当初, 花蓮県と台東県はそれぞれの食糧区であったが, 1950年10月に合併)

⑦ 澎湖食糧区（澎湖県）

規定によると、同一の食糧区域内の米穀は自由に流通が認められた。しかし、異なった食糧区域での米穀の売買、輸送が一定の量を超えた場合（当初は30キロ以上、その後200キロ以上に緩和）、事前に食糧主管機構から「食糧購入運輸証明書」を申請し、認可されてから購入・輸送が認められた。しかし、近隣の食糧区域で農家世帯の収穫した米穀から購入することと、購入・輸送の場合、食糧商のみが証明書を申請することができた。この制限の目的は、各食糧区域の生産・販売の状況を掌握することで、不合理な食糧輸送を防止することであった。それは米価が変動した場合、局部的に抑えることができ、調整がし易いためであった。それに、自作農と合法的な食糧商の権益を保障することができ、食糧商または非食糧商が価格を不正に操作することを避けることであった。この食糧区域制度は1948年から実施され、1983年4月1日に廃止された。

(3) 食糧の私蔵で高値販売の不正取締り

食糧は生活の必需品であり、特に食糧不足の時期に、食糧を私蔵して高値販売で一儲けする悪徳商人が米価を操作することがあった。中央政府は1946年に「非常時期糧食管理違反治罪条例」を公布し、戦後に台湾を接收した後に台湾で実施された。1948年11月に中央政府は、この条例を正式に「糧食管理違反治罪条例」に変更し、総統名義で公布実施するようになった。この治罪条例は台湾の食糧管理の重要な法規の根拠になった。

(4) 食糧商の登記

食糧商とは、農民（生産者）と消費者との間を「連結」させる流通サービス業であり、その経営が合法であるか否かは、食糧の需給に大きく影響を及ぼした。悪徳商人が価格操作を行い、瞬時に高騰や暴落が起きると、庶民の生活に悪い影響を及ぼすことになった。それ故に、多くの国では食糧業者に認定制度を設けていた。

台湾政府は「食糧商登記規則」を制定して、1946年から食糧商の登記を行っ

た。米穀、小麦粉、小麦など業務を経営しているもの(合作社と農会を含む)について、その経営形態は購入、輸送、販売、仲買、小売、加工製造を問わず、所在地の県・市政府に申請・登記を行い、食糧主管機関から「食糧商営業免許」を受け取ってから営業ができた。

この「食糧商登記規則」は1942年12月13日に糧食部から公布され、1946年10月に第1回、1950年6月に第2回、1956年1月に第3回、1965年9月に第4回、1973年5月に第5回の修正を行った。

その後、食糧商の食糧業務の経営管理と食糧市場の供給状態を知るために、「食糧出入登記簿」のフォーマットを統一し、「台湾省食糧商の食糧業務経営に登記簿設置と報告表記入・提出弁法」(台湾省糧食商経営糧食業務設置登記簿暨填送報表弁法)を制定した。食糧の購入、販売、加工、仲買などを担当する米穀商は1954年1月から、小麦商と製麺工場は1957年7月から、登記簿を設け、毎日記入することが義務になっていた。それは食糧主管機関が随時に調べることを準備する必要があった。そのほかに、毎月には食糧の出入量と在庫量を報告表にして食糧主管機関に提出する必要があった。食糧の主管機関はその資料をもとに各地の食糧在庫量の統計データを作り、食糧の需給調整として使われた。

(5) 食糧源の順調な流通確保

通常、食糧価格の変動は2つの可能性があった。1つには、本当の食糧の需給アンバランスによる価格の変動であり、自然な高騰現象であった。2つには、心理的な要因による価格の変動であり、この場合は人為的な要因によるものであった。前者の問題を解決する方法は、農業生産の増産による食糧の供給増加であった。後者の問題の解決法は、食糧をスムーズに流通させることで解決できるものであった。前でも述べたように、食糧市場が食糧を必要とする時に、逆にその供給量が減少することがあった。米穀収穫期前の食糧不足期に私蔵によって高値取引を考えた食糧商と農家の行為を防止するため、政府は「期間内に米穀を販売」を実施したのであった。

(6) 食米の消費節約

1946年に台湾政府は「台湾省食糧消費節約弁法」を公布した。その中で食米は米穀から粃殻を取りぬいた後、少なくとも7割以上の精米（蓬萊米の場合は100キロの米穀から74.9キロの精米、在来米の場合は100キロから71.3キロの精米）であると規定され、完全な精白米は禁止された。同時に、小麦の場合、100キロからは少なくとも85キロの小麦粉が要求された。許可がないと、酒造りが認められなかった。1947年にサツマイモの製粉が禁止され、それはサツマイモを食米に混ぜて主食にして食糧の不足を補う目的にしていた。そのほかに、米や小麦など主な食糧を家畜の飼料にすることが禁止された。前に述べた「弁法」は1950年6月に「台湾省食米消費節約弁法」に変更され、食糧供給に余裕がある1962年7月になってからこの弁法を中止するようになった。

食糧管理措置は食糧難の1946年から1950年に実施され、当時の状況を反映していた。そのような厳しい食糧管理を行う理由は米価の安定を図るためであった。その状態は1951年以降から食糧供給に余裕が出るようになり、食糧管理も緩やかになってきた。

VI. 食糧調査統計制度の構築

食米は国民の主食であり、産出量の数と価格の変動で国民の生計、社会の安定、経済発展に直接に影響を及ぼすことになった。特に、米穀の産出量と生産費のデータは食糧の需給調整、米価の調整にとって重要な根拠になった。

そのために、1947年5月から糧食局は過去の米穀の産出量と原価の調査を参照し、「1947年台湾省米穀生産調査綱要」を制定し、台湾省行政長官公署から公布・実施されるようになった。糧食局は過去においてこの調査業務に携わった経験者66人を「食糧生産調査員」に任命し、現地に派遣して県・市政府の担当者と共同調査を行った。1948年4月にこの調査綱要を「台湾省稻穀生産費調査綱要」および「台湾省稻穀生産量調査綱要」の2つに修正し、台湾省政府が公布・実施され、米穀の生産調査の根拠にした。この食糧生産調査制度は現在まで実施されてきた。1950年に区署が廃止され、大県制度から

小県制度に変更され、前に区署に派遣された調査員は、所轄県・市政府で勤務するようになり、以前と同じ区署の郷鎮で調査を担当していた。この「食糧生産調査制度」が実施された以降、毎年に行った調査データがより緻密になり、食糧政策では欠かせない重要な資料になった。

生産量の調査によって実際の産出数値がわかると、需給計画および管理措置を決定する根拠になった。具体的には、食糧計画の化学肥料の配分、食糧生産資金の借款、各地の食糧備蓄用倉庫の増設などが、稲作作付面積および産出量の根拠になった。また、病虫害防止の農薬の供給、水不足時のポンプの貸出しなど、調査の過程から災害の状態を把握することができ、随時に救援・防止策を制定することができた。

生産費の調査によって実際の生産コストを把握し、農地税付帯買上げ米穀の合理的な価格設定の重要な参考になった。そのほかに、食糧価格調整または食糧価格安定などの措置に使われ、米穀生産コスト措置の根拠になった。そして、米価調査と農村物価調査も行われていた。

(1) 米穀生産量調査

1) 調査時期

台湾の水田で生産された米穀は年間に2期の収穫が多い。そのうち、1部分の単期水田は1期の生産であった。そのほかに、台湾の北部、中部と南部の間に気候が異なり、米穀の生産時期も異なっていた。統計調査を行う場合、まず、調査時期を分けることが必要であった。毎年の米穀生産時期に基づいて、第1期作と第2期作の2期に分けた。毎年の8月15日以前に収穫したものは第1期調査の数値に計上し、8月16日以降に収穫したものは第2期調査のデータに計上していた。調査項目は水稻については蓬莱米、在来米、ジャポニカ型もち米、インディー型もち米などに分けられ、陸稲についてはインディー型米、もち米などに分けて、それぞれの栽培面積と生産量を調査していた。

2) 稲作面積の調査 (図2)

- ① 耕地小区域の区分：郷・鎮，市・区公所に食糧報告員を設けた。報告員は管轄内の村・里の耕地地図における過去の米穀生産状況を参照して、

および米穀生産簿を携帯し、現地の小区域稲作種類別の植付け面積を調査して、その結果を郷鎮、市・区公所から県・市政府（局）経由で糧食局に報告した。

3) 生産量調査

① 生産量予測値：報告員は米穀に穂が生えた時に、各地域で稲作の生育状態を調査し、現地の篤農家、村長・里長および農事小組長などを訪問してその意見を伺った。その結果を集計整理し、等級別に分けてその1ヘクタール平均生産量の予想値を計測した。

② 生産量の実際調査

(A) 抜き取り調査件数の決定：県・市政府（局）は稲作植付け面積の調査が完了した後、調査する郷鎮、市区の「抜き取り調査」（サンプリング調査）の件数を決めた。原則としては、稲作面積100ヘクタール毎に1つの件数とした。郷鎮、市区が連絡を受け取ったあと、農地の上等田、中等田、下等田の等級の小区域数とその面積を根拠として、各等級の「抜き取り調査件数」を決定した。件数が決まった後に、系統的に「抜き取り調査小区域」を抽出した。この「小区域」からランダムサンプリング的に「抜き取り調査地」を取り出す、この調査地に2つ以上に農地があった場合、「抜き取り調査農地」に応じて報告員が現地に行き、最初に到達したものを基準とした。それを図2で説明すると、以下のようであった。

(B) 現地の抜き取り調査：報告員が「抜き取り調査農地」の収穫前に、関係資料と器具を持参し、現地で稲を刈り（10平方メートルを刈り取り）、サンプルを持ち帰り天日で乾した後、その米穀の重さを量った。各調査件を集計した後、その郷鎮、市区の各等級農地の1ヘクタール平均生産量を求めた。その集計値は郷鎮、市区公所が県・市政府（局）経由で糧食局に報告した。

4) 稲作の災害調査

稲作の生育期や収穫期に早魃、台風、水害、病虫害などを受けた場合、その受災面積と被害量などの調査方法と集計値の整理について、糧食局は「稲作災害調査報告心得」を処理の根拠にしていた。つまり、災害が発生した場合、調査の結果に基づいて被害量を差し引いて、実際の数値に合わせること

であった。

5) 統計と発表

稲作の作付面積と生産量は郷・鎮，市・区公所が調査結果を各県・市政府（局）に提出し，審査を受けて糧食局に提出した。同時に，副本を農林庁に提出した。糧食局が報告書を受けた後，抜き取り調査の結果，気候変化，品種，肥料投入量，病虫害の発生と防止，災害の発生と被害状況，各地農業試験場の試験成績などの参考資料を加えて検討し，省政府に報告して公表した。

(2) 米穀生産費の調査

1) 調査系統と調査対象

「台湾省米穀生産費調査綱要」の規定に基づいて，各県・市政府（局）は建設局（科）農務課調査員を指定・審査のあと糧食局に報告した。調査対象の農家世帯数は期ごとに800世帯で，糧食局が毎年期ごとの蓬萊米，在来米の2種類の作付面積と生産量に基づいて比例的に配分した。それに，自作農と小作農の2つに分けた。選択される農家世帯の主な基準は次のようであった。

- ① 米の産地で典型的な品種の水稲を植付け，稲作を主とする農家世帯。
- ② 1ヘクタール当たりの産出量が中規模の農家世帯。
- ③ その地域の稲作面積が中規模の農家世帯。

2) 調査項目

この調査は種子費，肥料費，労働者の賃金，畜力費，材料費および農薬費，農舎費（農作物の日干し場所代を含む），農機具費，税金（農家世帯または小作農の支払費用），自作農の土地投資利子（小作料を含む），小作農の地代，副業所得，米穀生産量など12項目によって構成された。そのうち，物質，材料および賃金は，その自給部分と購入部分（修理を含む）を調査した。購入部分は，貨幣による購入と米穀交換による購入にわけられた。自給物資に市場価格があるものは，市場価格で計上した。市場価格がないものについては，その材料費と必要とする賃金で計算した。購入物質は購入価格以外に，購入に必要とする費用（運搬費用，交通費など）も計上した。米穀の交換によるものは，交換した米穀量を市場価格で計算した。

3) 統計と報告

この農業世帯の米穀生産量を所得調査の項目（副業所得および生産量）で割ると（1ヘクタール当たりの換算数値）、1キロ当たり米穀の生産原価が得られた。台湾の平均生産原価を自作農・小作農分類，蓬莱米・在来米分類で統計値を取り，県・市政府（局）経由で糧食局に報告した。

4) 米価調査

1946年1月から台湾各地の食糧価格に関する調査は，糧食局所属の県・市政府（局）と郷・鎮が行うことになった。これらの地方は，所在地の食糧市場の蓬莱米，在来米などの米穀と玄米，白米の卸売価格と小売価格を毎日調査し，1週間ごとに表に記入して糧食局に提出した。大都市の食糧価格は毎日電話で報告した。糧食局はこれらの報告表に基づいて，関係機関に参考用として提供するほかに，食糧価格の調整の根拠とした。これらの作業は単純であるように見えるが，極めて重要であった。戦後初期台湾の経済が安定しておらず，米穀の供給不足による価格の変動が激しく，いかに正確に速く実態を反映することが重要であることを意味していた。

おわりに

本論は米穀肥料交換制度の形成について論じてきた。しかし，さらに分析すると次のことがわかった。1960年の肥料（硫安）の輸入価格（FOD）は1トン当たり46ドル（1955～64年平均）で，国内生産価格は1トン当たり65～67ドルであった。米（粳）の国内市場価格は1トン当たり72ドルで，輸出価格は104ドルであった¹⁵⁾。米穀肥料交換制度である米穀の重量1単位と肥料の重量1単位との交換は明らかに「不等価交換」であった。

前総統・李登輝の博士論文でも次のことを指摘していた¹⁶⁾。1953～72年の約20年間台湾の農業政策は「発展的搾取」（developmental squeeze）がその特徴であり，政策的に意図的に台湾の農業生産量を向上させ，人的と物的な「余剰」（surplus）を作り上げ，その余剰を非農業部門に移転させたことであった。事実上，1895～1960年の期間でも農業部門から大量な資本が非農業部門に流れていた¹⁷⁾。

ついに、1972年7月20日に行政院院長・蔣経国が「農業建設座談会」で農業発展の促進、農村建設のために、以下の9つの措置を行った。①米穀肥料交換制度を廃止、②農地租税付属教育費を取消し、農民の負担を軽減、③農業貸出し条件の緩和、農民の融資に便宜を供与、④農産物販売制度の改革、⑤農村の公共投資強化、⑥総合技術育成の強化、⑦農業生産專業区の設置、⑧農業試験研究の強化と成果の普及、⑨農村地域に工場設置。これらの措置を推進するために、2年間に20億台湾元を拠出した。

それによって、戦後初期から実施されてきた米穀肥料交換制度が廃止されるようになった。つまり、国家の財政を農業部門から「補填」の方式から、農業部門への「救済」方式に大きく変更したことであり、農業への「搾取」メカニズムから、保護部門へと大きく変化したことを意味するものであった¹⁸⁾。

〔注釈〕

- 1) 1949年6月15日に、旧台湾元4万元を新台湾元1元に交換する幣制改革については、黄登忠・朝元照雄「戦後初期台湾の米価変動：『二二八事件』前後の食糧需給推計」『エコノミクス』第7巻第2号、2002年11月で論及したため、本論は主としては土地改革と食糧管理制度について分析する。
- 2) 事実上、国民党政権が中国大陸統治時に、四川省の一部を中心に土地改革を試行した。しかし、日中戦争のため全面的に推進することができなかった。黄俊傑『農復会與台湾經驗(1949～1979)』三民書局、台北、1991年；山本真「中華民國史と台湾史との接点をめぐって」(『アジア遊学』48号、勉誠出版、2003年2月)。
- 3) 黄登忠・朝元照雄、前掲論文。
- 4) 農復会は黄俊傑、前掲書、1991年；黄俊傑編『中國農村復興聯合委員会史料彙編』三民書局、台北、1991年；毛育剛「中國農村復興聯合委員会與台湾土地改革」(『台湾歴史的な土地問題』中央研究院台湾史研究所籌備処、1992年)；松田康博「台湾における土地改革政策の形成過程：テクノクラートの役割を中心に」(『法学政治学論究』第25号、1995年)；朱旭華「中國農村復興聯合委員会與台湾土地改革1948～1965年」(政治大学歴史学研究所修士論文、1991年)が詳しい；人口抑制政策(ファミリープラン)は施昭雄「人口と労働力問題」(施昭雄・朝元照雄編『台湾經濟論：經濟發展と構造転換』勁草書房、第5章、1999年)が詳しい。
- 5) 黄俊傑、前掲書、1991年；黄俊傑『戦後台湾的転型及其展望』正中書局、1995年。
- 6) 陳誠『如何實現耕者有其田』正中書局、台北、1954年；張慧安「陳誠與台湾土地改

- 革」(中国文化学院歴史学研究所修士論文, 1983年); 劉進慶『戦後台湾経済分析: 1945年から1965年まで』東京大学出版会, 1975年, 第1章; 川瀬光義『台湾の土地政策: 平均地権の研究』青木書店, 1992年; 笹川裕史『中華民国農村土地行政史の研究』汲古書店, 2002年; 劉文甫「経済政策と開発計画」(施昭雄・朝元照雄編『台湾経済論: 経済発展と構造転換』勁草書房, 第1章, 1999年)。
- 7) Yang, Martin M. C. ,*Socio-economic Results of Land Reform in Taiwan*, East-West Center Press, Honolulu, 1970. ; 毛育剛「台湾土地改革之経済研究」(『農業経済半年刊』第11期, 1971年6月に掲載, 後に于宗先総主編・余玉賢編『台湾農業発展論文集』聯経出版事業, 台北, 1975年に収録)。
- 8) 劉進慶 前掲書, 1975年, 87ページ。
- 9) Heieh S. C. (謝森中), "Importance of Getting Rural Development into Sequence," *The World Economy*, Vol.7, No.4, Dec. pp.435-442, 1984.
- 10) 戦後の日本と台湾の土地改革を指導したのが W.ラデジンスキーである。Ladejinsky, Wolf, "Agrarian Reforms in Asia", *Foreign Affairs*, April, 1964, pp.449.
- 11) 涂照彦『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会, 1975年; 隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦『台湾の経済: 典型 NIES の光と影』東京大学出版会, 1992年, 第1章。
- 12) 台湾省政府糧食局編『台湾糧食統計要覧』台北, 各年版。
- 13) 植民地時代の台湾総督府の地政機構は農地の使用状況にしたがって若干の「地目」に分けた。具体的には, 田(水田), 畑, 魚池(魚の養殖池), 塩田, 山林, 牧場などであり, 日本本土と同じである。そのために, 地目の「田」(水田)を「田地目」と呼ばれていた。植民地政府は租税徴収のために, 各地の土地をいくつかの「等則」にわけた。水田は26等則で, その生産力, 収益の大小に従い, 1甲当たりの租税額を決めた。植民地時代は現金で徴収する。表5は1甲当たりの租税額や1ヘクタール当たりの租税額を示しているが, 水田の所有面積が0.6甲の場合, 1甲当たりの租税額 $\times 0.6$ による租税額を徴収する。戦後は実物(米穀)徴収で, 現金を受け取らない。実物(米穀)徴収時には植民地時代の田地目等則の租税額を基準とし, 1甲当たりに収穫する米穀(キロ)から実際の面積当たり徴収する米穀量を換算する(表6)。たとえば, A氏(地主または自作農)所有の水田は1.2345甲(政府の規定では「甲」の面積は小数点以下4桁まで計算する), 田地目, 12等則(多くの水田を持ち異なった等則である場合, それぞれの等則を計算), 1甲当たり水田の農地税(12等則)は12.10元である(表5)ために, 植民地時代は14.94元(=12.10元 $\times 1.2345$)の現金が徴収された。戦後(祖国復帰後)は「1賦元」(植民地時代の農地税1元に付き)当たりの農地税は8.85キロの米穀(実物徴収), 「1賦元」に付き2.65キロの米穀(県級公糧), 1「賦元」に付き2.65キロの米穀(防衛税)が徴収される(表6)。これらの課税に関する資料収集, 計算, 課税書類の発行は財政・租税機関が担当する。植民地時代は財政・租税機構が銀行に委託する。戦後の米穀収穫業務は財政・租税機構が糧食局に委託する。糧

食局が毎年期ごとの収穫が完了後に、糧食局と財政・租税機構が譲与価格を協議し、糧食局が財政・租税機構に代金を支払い、米穀は糧食局が所有する。

- 14) 黄登忠・朝元照雄「植民地時代台湾の農業統計」『エコノミクス』第6巻第4号，2002年3月；黄登忠・朝元照雄 前掲論文，第7巻第2号，2002年11月。
- 15) 笹本武治・川野重任編『台湾經濟総合研究（上）』アジア經濟研究所，1968年，第7章，277ページ；斎藤一夫編『台湾の農業（上）』アジア經濟研究所，1972年，第2章。
- 16) Lee, Teng-hui, *Intersectional Capital Flows in the Economic of Taiwan, 1895-1960*, Ithaca, Cornell University Press, 1972.
- 17) 李登輝『台湾農工部門間之資本流通』台湾銀行，後に余玉賢編『台湾農業發展論文集』台北，聯經出版事業，1975年，229～251ページに収録；廖正宏・黄俊傑・蕭新煌『光復後台湾農業政策的演变』中央研究院民族学研究所，台北，1988年，6ページ。
- 18) 蕭新煌「三十年来台湾農業政策的演变1953—1982」（『思與言』第20巻第6号，1983年）は，戦後台湾の農業政策の内容と変化を論じたものである。1972年以前は「以農業培養工業，以工業發展農業」（農業をもって工業を育ち，工業をもって農業を發展させる）政策を採用していたが，事實は農業を「搾取」し，工業部門に資金を提供したことである。1972年以降，「搾取」戦略からの解放を求め，新たな農業政策を模索したと，蕭氏は主張した。